○国土交通省告示第千十七号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の三十第一項の規定に基づき、次の船級協会の登録をしたので、同法第十九条の三十第三項において準用する第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の六十二第一号の規定により、公示する。

平成二十六年十月十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の三十第一項の規定に基づき船級協会を登録した件

一　登録年月日　平成二十六年九月三十日
二　登録番号　2
三　登録船級協会の名称　Lloyd's Register Group Limited
四　住所　71 Fenchurch Street, London, UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN AND NORTHERN IRELAND
五　代表者の氏名　Richard Sadler
六　検査を行う事業所の名称及び所在地

名称	所在地
横浜テクニカルサポートオフィス	神奈川県横浜市西区みなとみらい2丁目3番1号　クイーンズタワーA10階
横浜ポートオフィス	神奈川県横浜市西区みなとみらい2丁目3番1号　クイーンズタワーA10階
神戸事務所	兵庫県神戸市中央区小野柄通4丁目1番22号　アーバンエース三宮ビル9階
長崎事務所	長崎県長崎市万才町7番1号　住友生命ビル11階

○国土交通省告示第千十八号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の七十、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号。以下「海洋汚染防止法」という。）第十九条の十五第三項（同法第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）及び国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号。以下「国際航海船舶等保安法」という。）第二十条第七項において準用する船舶安全法第二十五条の五十の規定に基づき、一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があったので、船舶安全法第二十五条の七十、海洋汚染防止法第十九条の十五第三項（同法第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）及び国際航海船舶等保安法第二十条第七項において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第一号の規定により公示する。

平成二十六年十月十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があった件

一　天津事務所の変更
(一)　事務所の所在地の変更

変更前	W3B, Binhai Finance Zone, No.51 3rd Ave., TEDA, Tianjin, 300457 PEOPLE'S REPUBLIC OF CHINA
変更後	No.62 Second Avenue, TEDA, Tianjin, 300457 PEOPLE'S REPUBLIC OF CHINA

(二)　変更年月日　平成二十六年八月十八日
二　マニラ事務所バタンガス出張所の変更
(一)　事務所の所在地の変更

変更前	National Highway, Kumintang Ibaba, Batangas City, REPUBLIC OF THE PHILIPPINES
変更後	National Hi-way, cor. M. Castillo St., San Roque, Bauan, Batangas, REPUBLIC OF THE PHILIPPINES

(二)　変更年月日　平成二十六年九月一日

○国土交通省告示第千十九号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十九条ノ三第三項において準用する第二十五条の五十の規定に基づき、一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があったので、同法第二十九条ノ三第三項において準用する第二十五条の六十二第一号の規定により公示する。

平成二十六年十月十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があった件

一　天津事務所の変更
(一)　事務所の所在地の変更

変更前	W3B, Binhai Finance Zone, No.51 3rd Ave., TEDA, Tianjin, 300457 PEOPLE'S REPUBLIC OF CHINA
変更後	No.62 Second Avenue, TEDA, Tianjin, 300457 PEOPLE'S REPUBLIC OF CHINA

(二)　変更年月日　平成二十六年八月十八日

○国土交通省告示第千二十号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十六年十月一日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年十月十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｆ－516号	表面仕上材（難燃性塗料）	ビニル塗料＋アクリル塗料	日本ペイントマリン株式会社	兵庫県神戸市長田区駒ヶ林南町1番26号

○国土交通省告示第千二十一号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十六年十月一日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年十月十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第4433号	小型船舶用自己発煙信号	Ｔｙｐｅ　ＳＳ－６	国際化工株式会社	①発煙薬剤の組成を変更 ②缶体内部に部品を追加

○国土交通省告示第千二十二号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十一条の七第二項において準用する同法第五十一条の四第一項の規定により、次の測量に関する専門の養成施設の登録の更新をしたので、同法第五十一条の十九第一号の規定により、公示する。

平成二十六年十月十五日

国土交通大臣　太田　昭宏